

能美市障害者雇用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者雇用の促進と安定を図り、障害者の自立の助長を支援するため、法定雇用率未達の事業者で新たに障害者を継続して雇用するものに対して、予算の範囲内で能美市障害者雇用促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、能美市補助金交付規則(平成17年能美市規則第33号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内に本社を有する中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者をいう。
- (2) 障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。次条第1項第1号において「法」という。)第2条第1号に規定する者をいう。
- (3) 常用雇用労働者 期間の定めがなく雇用されている者のうち、1週間の所定労働時間が30時間以上の者をいう。
- (4) 短時間労働者 常時雇用労働者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者をいう。
- (5) 対象労働者 令和3年4月1日以後に新規雇用された能美市に住民票を有する障害者をいう。

(補助交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内事業所において対象労働者を新規雇用する事業者で次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 法第43条の規定により、障害者の雇用義務が課せられている事業者
- (2) 国(独立行政法人を含む。)及び地方公共団体でないこと。
- (3) 国(独立行政法人を含む。)及び地方公共団体等から人件費等運営に係る経費の

補助を受けていないこと。

- (4) 能美市納税等に係る公平性の確保に関する条例(平成22年能美市条例第29号)第2条第2項各号に掲げる市税等を完納していること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業その他市長が不相当と認める事業を行っていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (7) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業を営んでいないこと。
- (8) 対象労働者を6箇月以上継続雇用していること。
- (9) 対象労働者雇用以前に、障害者の雇用率が法定雇用率を達していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの要件に該当する場合は、補助金の対象にしない。

- (1) 対象労働者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型のサービス利用者である場合
- (2) 対象労働者が過去に当該補助金の交付対象となっている場合
- (3) 補助金の申請日時時点で対象労働者が能美市に住民票を有していない場合
- (4) 補助金の申請日時時点で対象労働者が市内の事業所に勤務していない場合
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 対象労働者を常用雇用労働者として新規雇用する場合 1人につき月額2万円
- (2) 対象労働者を短時間労働者として新規雇用する場合 1人につき月額1万円
(補助対象期間)

第5条 補助金の対象期間は、対象労働者を雇用した日の属する月から2年間とする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、能美市障害者雇用促進事業補助金交付申

請書及び実績報告書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の期間は、前条に規定する補助対象期間の始めの月から起算して最初の6箇月を第1期とし、次の6箇月を第2期とし、以下6箇月ごとにそれぞれ第3期、第4期とした各期内の最後の日から30日以内とする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定により提出された申請書の内容を審査し、適当と認められる者については、能美市障害者雇用促進事業補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)を送付するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金交付決定及び額の確定の通知を受けた者は、能美市障害者雇用促進事業補助金請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けた場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。